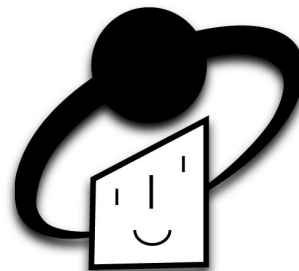


中国の特許制度を理解しよう！



大嶋洋一

今回は中国の特許制度について解説する。近年、中国市場への進出を検討している電機・半導体メーカーが増加している。また、中国側も2001年12月に世界貿易機関(WTO)に加盟するなど、知的財産権に関する制度を整え、外資企業を受け入れる姿勢がある。しかし、特許や商標などに関する中国と日本の制度の違いをきちんと理解しておかないと、合法的に模倣品が出まわるとおそれがあると筆者は述べている。

(編集部)

最近、電子機器業界は中国への進出をめぐる話題でにぎわれています。確かに中国の人口を見れば、市場として魅力があることは言うまでもありません。また、ユニクロの成功例のように、ほかの産業から見ても「世界の工場」としての期待が非常に高まっています。

このように中国への魅力が増すにつれて、日本企業もなんらかの形で中国企業とビジネス・パートナーとなる機会が増えていくでしょう。また、電子機器業界にとっては、「技術移転」や「生産」といった知的財産権が伴うビジネスとなるはずですが、しなくては、これからの電子技術者は中国の知的財産権制度に関する基礎知識も必要になると思います。

〔表1〕中国が加盟してきた知的財産権関連条約

1982年以来、中国は開放政策を推し進め、経済のグローバル化に不可欠な知的財産権制度の条約に加盟していった。

時 期	加盟内容
1980年 6月	世界知的財産権機構(WIPO)に加盟
1985年 3月	パリ条約(特許、商標関連)に加盟
1989年 1月	集積回路保護法に関する保護条約に署名
1989年 1月	マドリッド協定(商標)に加盟
1992年 1月	ベルヌ条約(著作権)に加盟
1994年 1月	特許協力条約(PCT)に加盟
1999年 3月	植物の新品種の保護に関する国際条約に加盟
2001年12月	WTOに加盟

そこで、本稿では、中国の知的財産権制度および中国特許に関する情報を収集する方法について解説します。

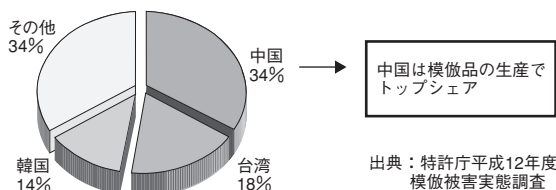
1 中国知的財産権の光と影

なぜ、今、中国の知的財産権に対して関心が高まっているのでしょうか。この理由には、光の部分と影の部分があります。

まず光の部分というのは、2001年12月に中国が世界貿易機関(WTO)に加盟したことです。WTOは知的財産権を含む貿易全般に関する国際機関です。中国がWTOに加盟したということは、WTOの加盟国に課せられる知的財産権のルールと同じ制度が、中国国内にも存在することを意味します。このことは、「知的財産権のルールを守ってくれるかどうかかわからない」という理由で、それまで中国でのビジネスに二の足を踏んでいた企業にとっては朗報です。したがって、WTO加盟というでき事は、それまで中国に対して懐疑的だった日本を含む中国外の企業にとって門戸が開かれる契機になりました。また、中国側は海外企業との業務提携の自由度が増えて大きなビジネス・チャンスが訪れたということで、たいへん活気づいています。

では、なぜ中国はもっと早くWTOへ加盟しなかったのでしょうか。

WTO加盟のためには、知的財産権のルールを含め、中国国内に一定の秩序立った体制が法的に整備される必要があります。知的財産権の関係分野において、中国は表1に示すようにさまざまな条約に加盟し、今日に至っています。中国政府の知的財産権制度に関する整備の進捗状況の報告を、国際会議の場で筆者も何度となく聞いたことがあります。そして、いつのときも目標はWTO加盟ということでした。



〔図1〕 模倣品生産の割合

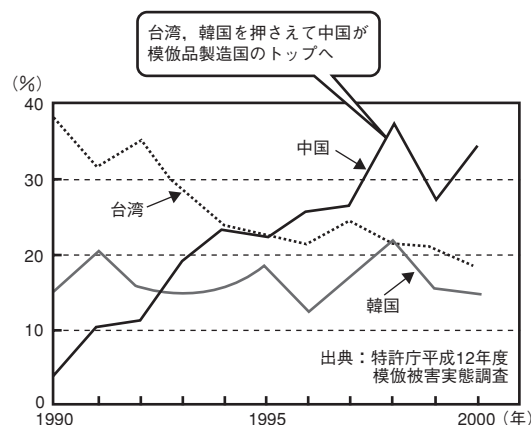
中国における模倣品の生産は、以前トップを争っていた韓国や台湾をはるかにしのぎ、現在は両国の倍近くのシェアを占めるに至ってしまった。もちろん、これは模倣品に限らず、中国全体の生産力が向上したことにも起因している。

した。こうした努力は、今回のWTO加盟によってようやく報われたというのが中国側のほんねではないでしょうか。WTO加盟国ということには、国際ビジネスに参加するためのパスポート的な意味合いがあります。ですから、中国企業はようやく国際的な企業社会への仲間入りを果たしたというわけです。

しかし、上記のような理由だけであれば、中国の知的財産権の話題はここまで盛り上がりなかったはずですが、ここに影の部分の存在があります。それは、中国における模倣品横行の実態です。図1と図2に模倣品生産の状況および推移を示します。

確かに、WTO加盟で知的財産権に対する制度は、法的に(形式的に)整備されました。しかし、「ほんとうに中国では知的財産権は守られるのだろうか」という不安が、いまだに多くの人にあるのも事実です。WTOに加盟した以上、中国の知的財産権制度の実効性を早期に確立してほしいというのが、現時点における中国でビジネスを展開する企業の切なる思いと言えるでしょう。

技術者のみなさんも、こうした光と陰の部分を社会現象として目にしたり耳にしたりすることは多いと思います。



〔図2〕 主な模倣品生産の割合の推移

この約5年間の中国のシェアの増加が顕著である。以前トップだった台湾のシェアは、これと反比例するように低下してきている。ここ数年、さまざまな分野(特に普及品)で“made in china”の製品を見る機会が多くなっているが、生産力に比例して模倣品が増えている可能性は高い。

しかし、中国の知的財産権制度について正しい情報を入手する機会はありませんでした。そこで本稿では、中国の知的財産権制度の基本的な部分を紹介していきます。そして、すでに中国企業とビジネスを進めている方も、またこれから始められる方も、中国の知的財産権を取り巻く状況の中でどういった知的財産権についての戦略を企画立案していったらよいのかをいっしょに考えていくことにしましょう。

2 日本と中国の制度はここが違う

中国における各知的財産権法と、その執行機関などについて整理したものを表2に示します。ここで、中国と日本の知的財産権制度の相違点として、

- 日本の特許法に対応する専利法の中に、特許、実用新案、

〔表2〕 中国の知的財産権関連法と管轄機関¹⁾

中国の知的財産権関連法の特徴は、商標が特許、実用新案、意匠と異なった機関に属する点である。これは商標だけに専属機関があるという意味で、商標重視の姿勢が現れていると考えられる。

	専利法		商標法		著作権法	コンピュータ・ソフトウェア保護条例	反不正競争法
保護対象	特許、実用新案、意匠		商標		著作物	コンピュータ・プログラム	営業秘密など
保護期間	特許：20年 実用新案、意匠：10年		創作後および死後50年		10年(更新可)	中国籍：25年 (更新は1回限り可) 外国籍：50年	管理しだい
管轄期間	国家知識産権局	専利管理機構	国家工商行政管理商標局	(地方) 工商行政管理局	国家版權局	国家版權局	国家工商行政管理 局公平交易局
主な職権	中国の専利業務 および知識財産 権関連業務の対 外的な交流	特許紛争の処理、 特許法の普及と 発明活動の促進	商標登録出願の 受理、審査、商 標の登録	商標権侵害の取り 締まり	著作権の登録およ び侵害事件の処理	コンピュータ・プログラムの 登録申請の受理・審査・許可、 侵害事件の処理	不正競争行為 の処理